

民間給与実態統計調査における欠測値補完等について

令和2年1月27日
国税庁 長官官房 企画課

民間給与実態統計調査概要

調査の目的等

- 民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする民間給与実態統計(基幹統計)を作成することを目的としている。

調査の概要

調査実施機関

国税庁長官官房企画課（発送・回収・コールセンター等の業務は民間委託）

標本事業所及び抽出方法

- ・標本事業所数：約28,000（源泉徴収義務者）【母集団数：約350万】
- ・抽出方法：源泉徴収義務者名簿（母集団名簿）を基に、源泉徴収義務者を、国税局別（ブロック別）、給与所得者数階級別（層）に区分して、無作為抽出。その後、標本事業所において、標本給与所得者を層ごとの抽出率に基づき無作為抽出（2段階抽出）。

調査事項

【源泉徴収義務者に関する事項】

名称又は氏名、所在地又は住所、企業の主な業務、給与所得者用調査票の層番号及び人員数、組織及び資本金、給与所得者数、年間給与支給総額、給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

【給与所得者に関する事項】

給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、年中の給与の受給月数、年末調整の有無、扶養親族の内訳、給与の金額、諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳、年税額

調査系統

国税庁－民間事業者－報告者

調査方法

郵送・オンライン調査

調査期間

調査の周期：1年
調査の実施期間：毎年1月第2週～2月末日

公表期日

概要：調査実施年の9月末日
詳細：調査実施年の11月末日

(参考)民間給与実態統計調査の調査票

【源泉徴収義務者用調査票】

事業所の従業員数、年間給与支給総額、年間源泉徴収税額等を記載。

【給与所得者用調査票】

事業所の規模に応じて抽出した給与所得者の性別、給与の金額、年税額、年末調整事項などを記載。

政府統計 秘 提出用

令和元年分 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)

政府統計コード (オンライン調査) 7IU0 (ナナ・アイ・ユー・ゼロ)

調査対象者ID

パスワード (確認コード)

※記入のしかた P6 記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

氏名	課(係)名	電話番号	(内線)
----	-------	------	------

2. 調査項目

記入例: 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

1) 企業の主な業務 (記入のしかた P8 を参照の上、該当の業種番号を記入してください。)

2) 回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び番号

3) 組織及び資本金 (該当する番号を記入してください。株式会社の場合は、令和元年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。)

4) 給与所得者数

1) 3月末現在の人員	人
2) 6月末現在の人員	人
3) 9月末現在の人員	人
4) 12月末現在の人員	人

5) 年間給与支給総額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。)

6) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。)

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

<返戻先及びお問合せ先>
国税庁「令和元年分民間給与実態統計調査」事務局
 (委託事業者名: トップラン・フォーम्ズ株式会社)
 TEL: 0120-303-339 (平日 9:00~18:00)
 〒135-0044 東京都江東区越中島3-5-6 トップラン・フォーम्ズ株式会社 越中島センター
 国税庁及び国税局(沖縄国税事務所)では「民間給与実態統計調査」について、上記事業者に業務委託しています。
提出期限: 令和2年2月29日(土)

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。



秘 提出用 秘 提出用

令和元年分 民間給与実態統計調査票 (給与所得者用)

この調査票は、抽出された給与所得者の性別、給与の金額、年税額、年末調整事項などを記載するためのものです。記入の際は、抽出された給与所得者の性別、給与の金額、年税額、年末調整事項などを記載してください。

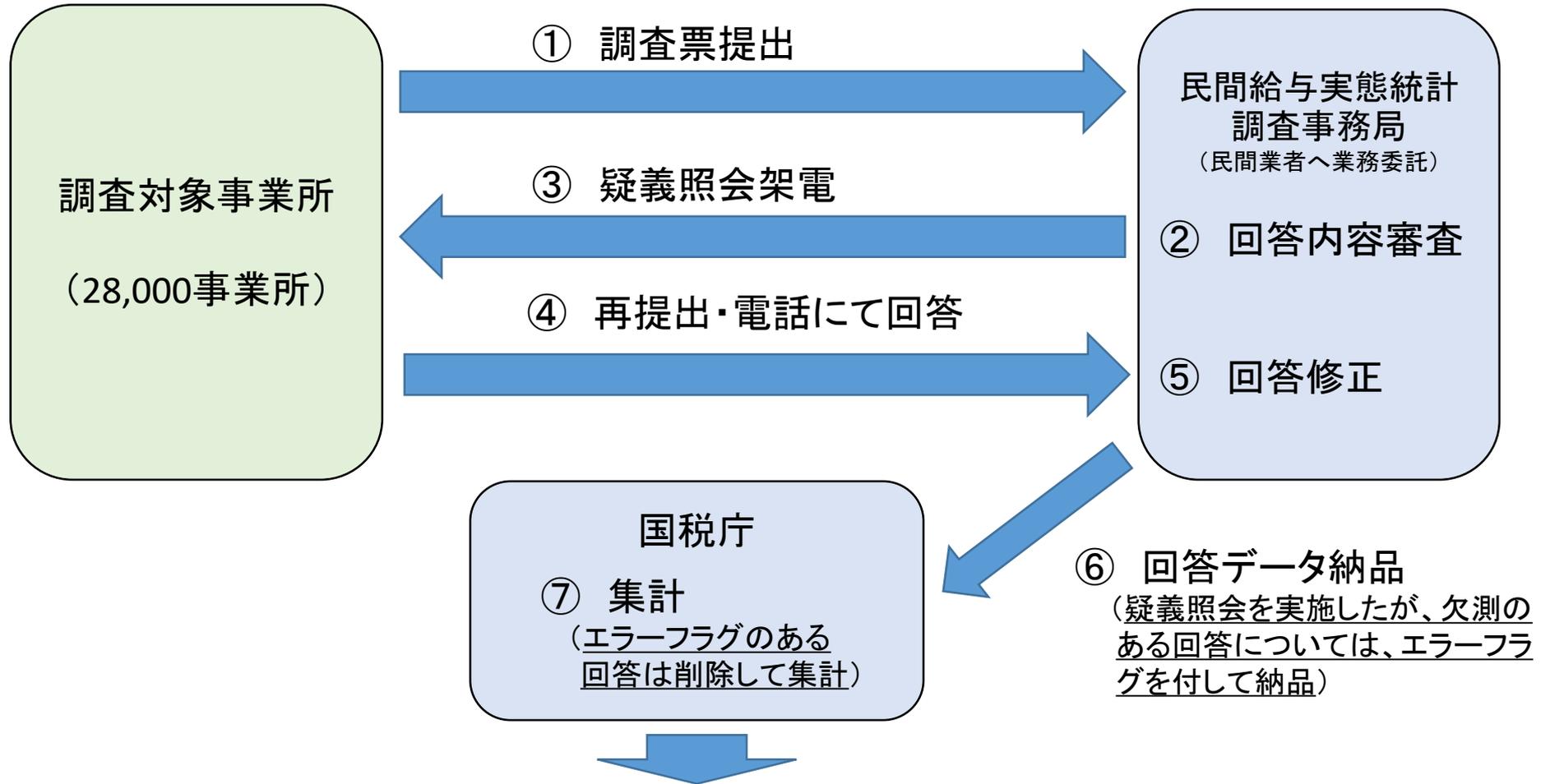
政府統計

性別	年齢	給与	源泉徴収税額	年末調整	その他
男	10代	100000	10000	10000	
女	20代	200000	20000	20000	
男	30代	300000	30000	30000	
女	40代	400000	40000	40000	
男	50代	500000	50000	50000	
女	60代	600000	60000	60000	
男	70代	700000	70000	70000	
女	80代	800000	80000	80000	
男	90代	900000	90000	90000	
女	100代	1000000	100000	100000	

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

一部無回答に対する現状の処理方法

- 一部の項目の回答がなく、疑義照会を実施しても解消できない場合は、当該回答については、集計上使用していない。



何らかの欠測のある回答については、無効回答として処理している。

欠測値補完等の検討状況①

(1) 近年の一部無回答の発生割合

年分	源泉徴収義務者用調査票			給与所得者用調査票		
	納品件数	内エラーフラグ 件数	欠測割合	納品件数	内エラーフラグ 件数	欠測割合
平成27年分	21,348	156	0.73%	340,865	1,176	0.35%
平成28年分	21,533	147	0.68%	348,738	728	0.21%
平成29年分	20,990	227	1.08%	357,711	857	0.24%

当該事業所の回答を無効回答と処理

当該給与所得者を無効回答と処理

(2) 平成28年分調査における欠測値の原因分析

- 28年分の欠測値を分析した結果、主な内容は以下の通り。(累計)
 - ①記載対象者の人数不足(35.8%)→源泉徴収義務者用調査票のエラー
 - ②年齢等の基礎情報の記載漏れ(24.7%)→給与所得者用の調査票のエラー
 - ③層番号誤り(18.9%)→源泉徴収義務者用調査票のエラー
- 層別では、1層が23%と標本事業者数が多いこともあり、最多となっている。
- 記載対象者の人数不足や層誤りについては、口頭での確認では補完できず、再度の記入作業を依頼する必要がある、疑義照会時に協力を得られない場合があることも大多数を占めた原因の一つと考えられる。

欠測値補完等の検討状況②

(3) 行政記録情報等による補完の検討

- 給与所得者用の調査表の記載内容(個々の給与や税法上の控除の等の内容)については、
 - ① 年末調整をしたその年分の給与の金額が500万円以下のものについては、源泉徴収票の提出義務がないこと(所得税法施行規則第93条第2項1号)
 - ② 氏名のほか社員番号等の会社内の整理番号での記載ができるため、調査票の記載から個々の給与所得者を特定できないこと
 - ③ 毎年無作為抽出の層(1～5層)に欠測値が多く生じており、それらの層の事業者については過年分の民間給与実態統計調査のデータが存在しない場合が多いこと
- 等から、行政記録情報からの補完は難しいものと考えられる。

<参考① 源泉徴収義務者(事業者)に関する主な記載項目>

- ① 組織形態、主な業務等の基礎情報
- ② 給与所得者数
- ③ 年間支給給与総額及び、源泉徴収税額

<参考② 給与所得者に関する主な記載項目>

- ① 性別、年齢、勤続年数、職務等の基礎情報
- ② 給与・手当の額、賞与の額、支給月数等の給与に関する情報
- ③ 控除対象配偶者の有無、控除対象扶養親族の数、寡婦控除の有無等の情報
- ④ 社会保険料控除、生命保険料控除、住宅借入金等特別控除等の額等の各種控除の額

欠測値補完等の検討状況③

(4) 横浜市立大学 データサイエンス学部 土屋教授にいただいたご示唆の概要

- 民給の欠測値の件数は比較的少なく、調査結果に与える影響は少ないという認識である。
- 一方で、何らかの項目が抜けている回答についても、有効な回答としていくべきであることは確か。まず、最大の件数となっている記入対象者の人数不足については、記入対象者の漏れがランダム発生しているものであれば、記載してある人数と当該会社の給与所得者数を基に復元を行うことが可能。
- 年齢等の基礎情報の記入漏れ等の個別項目の欠測についても、記載のある事項だけ反映させる等をすべきであるが、その件数によっては、その給与所得者を除いたところで同様に復元しても結果への影響は軽微だろう。



(5) 国税庁における対応

- 令和元年分調査から適用される標本設計の見直しに対応した集計システムの改修に合わせ、上記の復元方法に対応するシステム改修を予定。
- 年齢等の個別項目の欠測への対応については、令和元年分調査の結果・有識者のご意見を踏まえ、同様の復元方法の適用や、追加のシステム改修の必要性を検討。

平成28年分調査のデータに基づく、統計精度向上の試算等

- 改修後の標準誤差率を試算したところ、下記表のとおり、所得者数については、0.45% → 0.44%となり、給与総額については0.64% → 0.65%と極めて軽微な影響となった。
 - ※ システム改修前のため、記載対象者が不足している事業者の回答につき、記載されている当該事業者の給与所得者からランダムに抽出し、人数不足分を補完し試算したものである。
- また、平均給与については、4,222千円 → 4,227千円となった。(+0.1%増)
- なお、コールセンターを担当している委託事業者に聴取したところ、記入対象者の過不足等については、
 - ①対象者数の計算間違い(計算式の最後の+1を足し忘れた等)
 - ②自社の層番号の勘違い
 等単純な誤りが多く、基本的にはランダムな欠測であると考えられる。

		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額
事業所規模	第1層 1~9人	0.98%	1.49%	3.03%	1.51%	5.94%
	第2層 10~29人	0.75%	1.41%	3.14%	1.48%	4.84%
	第3層 30~99人	0.78%	1.30%	2.53%	1.39%	4.73%
	第4層 100~499人	0.85%	1.13%	1.86%	1.20%	2.37%
	第5層 500~999人	0.48%	1.06%	1.81%	1.15%	3.14%
	第6層 1,000~4,999人	0.41%	0.59%	0.89%	0.64%	1.21%
	第7層 5,000人以上	2.55%	2.99%	3.39%	3.00%	3.29%
	第8層 本社	0.76%	0.80%	1.02%	0.83%	1.44%
第1~8層計		0.45%	0.61%	0.97%	0.64%	1.42%



		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額
事業所規模	第1層 1~9人	0.98%	1.50%	3.02%	1.52%	6.26%
	第2層 10~29人	0.74%	1.40%	3.12%	1.47%	4.82%
	第3層 30~99人	0.78%	1.30%	2.51%	1.39%	4.71%
	第4層 100~499人	0.85%	1.15%	1.85%	1.21%	2.47%
	第5層 500~999人	0.47%	2.96%	1.81%	2.54%	3.24%
	第6層 1,000~4,999人	0.40%	0.59%	0.89%	0.63%	1.20%
	第7層 5,000人以上	2.47%	2.90%	3.32%	2.91%	3.21%
	第8層 本社	0.75%	0.80%	1.01%	0.82%	1.43%
第1~8層計		0.44%	0.64%	0.95%	0.65%	1.44%

令和元年分調査における復元処理及び欠測値対応

従来の復元処理

【復元方法】

対象事業所の事業所規模(層)に応じた抽出率の逆数を乗じて復元
Ex. 従事員310人の事業所では第4層となり、給与所得者の抽出率は1/20となり、記入対象者は15人となる。復元時は1/20の逆数に当該層事業所の抽出率・回収率の逆数を乗じて復元。

【問題】

令和元年分調査より、回答者負担の軽減のため、第7層の記載対象者に上限(100人)を設けたことにより、層別の抽出率による復元処理が困難。



新たな復元処理

【復元方法】

実際の事業所従事員数(源泉徴収義務者用調査票に記載)を用いて復元できるようシステムを改修することで、より精度の高い復元を行う。

Ex. 従業員310人の事業所では第4層となり、給与所得者の抽出率は1/20となり、記入対象者は15人となる。事業所従業員数を用いて復元すると310人(15人×310/15)となり、実際の事業所従業員数と一致する結果となる。その数字に当該層事業所の抽出率・回収率の逆数を乗じて復元。

欠測値対応

【処理方法】

過不足があったとしても、当該事業者の記載人数及び、実際の事業所従事員数を用いて復元処理を行う。

なお、年齢等の個別項目の欠測の対応については引き続き検討を行う。

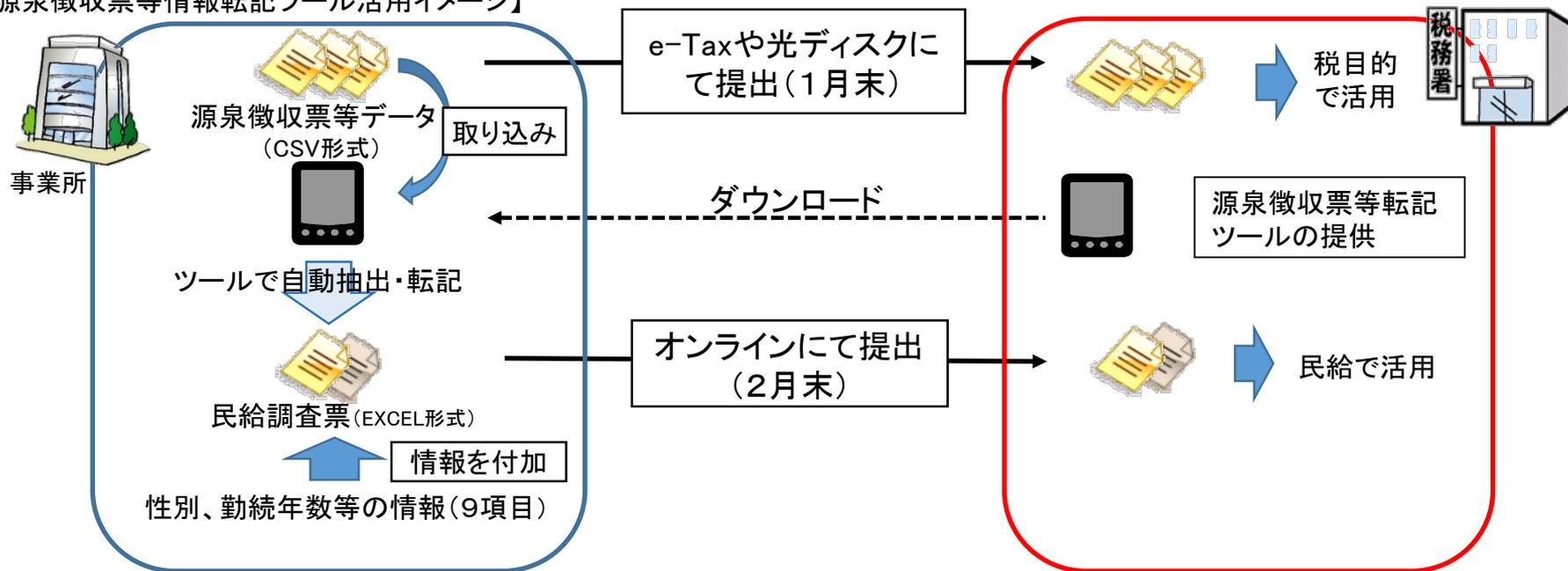
源泉徴収票等情報転記ツールの提供（令和元年分調査より）

- 電子的に調査票を記入する事業者の作業負担削減に資するよう、事業所が民間給与実態統計調査の調査票を記入する段階において、オンライン等で提出した源泉徴収票等のデータを取り込み、共通する項目を自動的に調査票に転記するツールを提供。
- このツールにより、事業者の調査票記入の作業を削減。また、記入誤りの削減も期待。

【源泉徴収票等転記ツールで可能となること】

- ① 企業規模等を入力することにより、**標本給与所得者を自動で抽出**。
※ 現状、企業自ら企業規模等から標本数を計算し、給与簿から一定の方法で標本を選定。
- ② 民給調査票(全32項目)に
 - (a) **転記** (17項目) 例：給与額計、社会保険料控除
 - (b) **自動集計** (3項目) 例：年齢、生命保険料控除

【源泉徴収票等情報転記ツール活用イメージ】



その他の取り組み

(1) 記入対象者の人数を計算するツールの提供 (平成29年分調査より)

- 事業者の負担軽減・計算誤りの防止の観点から、記入対象者の人数を計算するツールをHPで提供。
- また、紙ベースの計算表についても、計算誤りの多かった部分(第8層の層誤り等)について改善を実施。

民間給与実態統計調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方

ただよもの
月中に給与を支払った人が分かるもの(例:給与台帳等)が分かるもの(給与台帳等)は例外であり、事業所によって異なることがあります。)のしかた(9)

数を求めるための計算方法です。 内に人数を記入してください。

シは、以下の計算を自動で行うツールをご用意しています。
[url:so.ip] > 付加価値・統計情報 > 令和元年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業者の皆様へ)

令和元年12月中に給与を支払った人全数が分かるもの(給与台帳等)と源泉徴収簿等を参照します。

① 三要素(内数)を登録した 人を除きます。

② 給与の金額(元)が2,000万円を超える 人を選び出し、調査票に記入します。

③ 調査票(給与所得者用)へ 記入

④ 記入対象者数を次に決定します。
※この数は、0の人数により変わりますので、正確に記入してください。
記入対象者数 = ① - ② + ③

※この項目以下の人数を算出し、合計人数となる人数が算出されます。

調査票(給与所得者用)へ 記入

人数が2,000万円以下(人)の給与台帳の中で、一番上に記載されている人目を一人目として並び、次 人ごとに合計 人に入ります。

人数を算出する算出値 E + 100 が F 及び G の数字の要項以下切捨て)になります。

1人は、調査票(源泉徴収簿等)の3の(2)の「自己記入したい給与所得者用調査票の人数」とし、E欄を記入する際に入力した数の欄番号(例:)欄は、調査票(源泉徴収簿等)の4の「給与所得者用調査票の人数及び調査票」欄に記載してください。

(2) その他督促の改善等

- 調査票発送後に調査票の到着確認・回答期日の案内を目的として周知架電を実施。
- 層(事業所規模)ごとの回収進捗を把握し、回収率の悪い層を中心に督促架電を集中的に実施。
- オンラインでの再提出を可能とするよう委託事業者のオペレーションを変更。
- 疑義照会等の事例を分析し、HP掲載のよくある質問事例の見直しを実施。